

平成 21 年度第 22 回税制調査会

日 時：平成 21 年 12 月 15 日（火）15 時 00 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

まだ全員がお集まりではないんですが、時間の関係もありますので、開会させていただきたいと思います。第 22 回目の「税制調査会」でございます。

本日の議題に入ります前に、まず藤井会長、菅会長代行、原口会長代行よりごあいさつをいただきたいと思いますと思っておりましたが、菅会長代行が本日はお見えにならないということなので、まず藤井会長からごあいさつをいただきたいと思います。

○藤井財務大臣

22 回というから、相当詰めましたね。本当に御苦勞様でございます。今日は大綱の素案みたいなものの提示といいますか、そういう大綱案をつくるグループをつくるとか、いよいよそういう大詰めに来ているわけでございます。皆様方に今日まで御尽力いただいて感謝をいたしております。

また、もう一つ、マニフェスト物の高校の実質無償化の話から出てきた話であります。何から出てきても結構なんです。特定扶養控除の問題について、もう一回、御議論をいただくという場でもあると承知をいたしております。

どうか、そういうものも含めて、すべて包含する大綱にまとまっていきますよう、心から願っております。

どうもありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

それでは、原口会長代行、よろしく申し上げます。

○原口総務大臣

本当にお疲れ様でございます。もう 22 回ということで、いよいよ大きな山場、詰めの段階に差しかかりました。この間、大変活発な御議論をいただいて、私たちは何も税だけを見ているわけではありません。暮らしやひいては命といったもの、あるいはマーケット。これは単にストック・マーケットだけではなくて、ボンド・マーケットといったものと対話しながら、ここに至るまでの大変な御議論に心から感謝を申し上げたいと思います。

先ほど藤井会長からもお話がありましたとおり、文科省から新たな提案が出てきています。そこで大事なことは、やはり制度の原則は何かということ踏まえることだと思います。さまざまな制約要件でゆがんだ制度をつくってしまえば、また先に大きな禍根を残すということになると思います。

3 党の連立政権として、国民からいただいた大きな期待を形にするために、どうか頑張ってくださいと思います。

本当にありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、カメラさん、退場をお願いいたします。

(カメラ退室)

○峰崎財務副大臣

それでは、昨日の企画委員会について、今後の日程についてでございますが、企画委員会で一定の議論をいたしましたけれども、主要事項について閣僚級の調整が現在行われております。このような状況でございますので、今後の開催日程については直前になってお知らせするようになるかもしれません。御迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、今の諸般の情勢を御理解いただきたいと思います。

大綱の骨子案についてでございますが、昨日の企画委員会において、お手元の「大綱骨子（案）」に基づきまして議論を行いました。大綱の起草作業については、税調全体会合のうち、非公開の大綱起草会合に切り替えて案文の審議を行うことにしたいと思っております。

なお、昨日までに自由民主党あるいは公明党から税制調査会に、それぞれの党の税制調査会の案文が、私どもに申し入れがございました。その点については後刻、大綱起草会合の場で資料を配付したいと思っております。

実は残された課題でございますが、昨日、企画委員会では、残された課題であります郵貯・簡保の消費税について議論が行われました。これについては論点が明確になってきつつあります。また、住宅取得資金の贈与税の特例についても話題になりました。これにつきましては、明日の安心と成長のための緊急経済対策に盛り込まれ、大臣間で交渉が行われつつありますが、いまだ結論を得るに至っていません。したがって、郵貯・簡保の消費税と住宅取得資金の贈与税の特例につきましては、会長、会長代行の調整に委ね、後日、結果を御報告したいと思います。

次に、特定扶養控除についても昨日の企画委員会で議論が行われましたが、改めて中川文科副大臣から御提案があるとのことでございますので、まず中川副大臣から御発言をいただき、皆さんの御意見を伺いたいと思っております。

それでは、中川副大臣、どうぞよろしくをお願いいたします。

○中川文部科学副大臣

ありがとうございます。

特定扶養控除について、改めて文部科学省の方から提案をさせていただきたい。また、提案してきたことに対する御議論を是非いただきたいと思います。

もともと、この特定扶養控除については、古本政務官の方からこの税制調査会の冒頭に問題提起をしていただいた経緯がございました。そのときには、私たちが抱えている高等学校の授業料の無償化についても、あるいは特定扶養控除についても、マニフェストで私たちがこれまではっきりとした政策課題として打ち出してきたことであ

るということだけに、この税調だけの議論ではなくて、予算を詰めていく過程の中でトータルな、政治判断も含めた議論として整理をしていただきたい。そんな中で改めての議論をということで、その当時、税調だけの取り上げ方ということがあったように私も感じたものですから、改めてのトータルな中での議論でということで実は主張をさせていただいた経緯がありました。

そんな中で予算の議論が詰まってまいりまして、実は私ども、高校の無償化と、それから、この特定扶養控除というものは非常に緊密に結び付いているといたしますか、それをどう調整していくかということによって、財源ということについても結論が出てくるというふうなところだと思っております、今回、改めてその2つを組み合わせて提案を申し上げたいと思っております。

高校無償化については、当初の議論の中からさまざまに選択肢はありましたけれども、これはやはり、従来の自民党型のいわゆる社会保障的な授業料減免ということの延長線上ではない。これは子ども手当と同じ考え方で、社会全体で子どもを養育していくということ、それから、教育をしていくということを支えていく、そういう社会システムをつくっていくんだという理念に基づいて、統一してシステム化されてきたというふうに理解をしております、そここのところの原則というものはもう一回確認をしていくべきではないかと思っております。

それに対して、実はこの高校の授業料の無償化を財務省との間で、財源ということも含めて詰めていく過程の中で、所得を制限していく制度を、この高等学校の無償化の中に組み込んでいったらどうかという選択肢が出てきたものですから、私たちはそれをやってしまうと、さっき申し上げたような基本原則が崩れてしまう。やはり、そここのところはもっと知恵を出して、財源も調整をしていく必要があるのではないかと、いうことを主張してきました。ですから、ここだけはやはり崩してはならないところなんだということで、この原則を私たちの川端大臣も、あるいは政務三役も含めて確認をしながら議論を進めてまいりました。

そんな中で、あと、調整できるとすれば、実はこの特定扶養控除というものは、これもマニフェストで一応、提起はあったことではありますが、これをすべて廃止するというのではなくて、縮減する形で何らかの調整ができるのではないか。その可能性を一遍探ってみようではないかということで実は立案をしてきまして、そのことを、大臣間のお話の中では、藤井大臣と川端大臣との間で議論もしていただき、そして、そのことを、冒頭の話のように、トータルで考えていただくために、戦略会議の菅大臣のところにも御厄介をかけて、詰めていただくという経過がございました。

そんなものですから、そこから改めて、今の税制調査会で正式に提起をさせていただいて、特定扶養控除を選択肢の中に入れて、しっかりとした議論をするようにということの指示をいただいたものですから、改めて、ここで提案をさせていただいた。そういう経緯の中で、ひとつ御理解をいただければありがたいというふうに思います。

具体的な制度設計をお話しさせていただきたいと思います。お手元の中に2枚紙で資料を用意させていただきました。まず2枚目の方の図式から見ていただくと理解をしていただきやすいというふうに思います。

これまで、一般の扶養控除というものは38万円ございました。それに対して特定扶養控除は、この16歳から22歳までに、この38万円に25万円の上乗せをして、トータルで63万円という控除を付けてきたということでもあります。今回提案したいのは、この38万円から上乗せをした25万円。この分について縮減をしたいということです。

これまでの上積みをしていく経過、この議論の中で、これは授業料見合いといいますが、この世代の家庭の負担を、この授業料ということに関して軽減をしていくために、一般の扶養控除38万円にこの25万円を上乗せしてきたという経緯があったように私も理解しておりまして、そういう意味からも今回の財源調整の中で、この25万円を削減して38万円というレベルに戻しながら調整をしていってはどうかということでもあります。

それから、地方税については、扶養控除一般では33万円だったわけですが、これが45万円にかさ上げをしている部分を今回縮減していくということです。

それで、トータルで大体、1,000億。これは国税です。それから、地方税で350億円という形で、増税になってしまいますが、個々のいわゆる子どもたちに対する負担ということになってきますと、逆にこの高校の無償化ということとの差し引きになってまいりまして、それぞれ負担が増えるということではなくて、結果的にはそれぞれ負担が減じられていくということ。その数字の範疇の中で収まっているということが言えます。

それが、実は1ページ目、表の方に一覧表で示してありまして、それぞれの所得階層によってどれだけ増えていくか、給付という形でそれぞれ負担が軽くなっていくということが示してあります。

例えば150万円のレベルでいくと、9万4,300円。本来なら実質無償化で11万8,800円ということになるんですが、それが調整されて9万4,300円ということになっていきまして、250万円、500万円のそれぞれの世帯で8万1,800円、5万6,800円ということで、徐々に遡減はしていきます。1,500万円のクラスになると、それが2万4,300円。2,000万円になりますと、6,800円という形で調整をされていくという結果になるんですが、是非、こういう形で財源と兼ね合わせて、この特定扶養控除の新たな縮小制度改革ということに踏み切っていただきたいと思います。

更に付言すれば、大学生の子どもさんを持った家庭に対しては、これまでとおり、63万円の控除を維持していくということでありまして、高等学校の子どもにのみ限った形で特定扶養控除の調整をさせていただきたいということになります。

以上、提案をさせていただきました。

○峰崎財務副大臣

御意見をお伺いして、後の3大臣の協議等に委ねたいと思いますので、御意見を自由に発言いただきたいと思います。どなたでも結構でございます。

それでは、阿部知子さん、どうぞ。

○阿部社会民主政策審議会長

中川副大臣には大変に御尽力をいただいて、この税調の中で、基本的には控除を税額控除あるいは給付つき税額控除にしようという流れの中で、15歳以下の子どもについては、まず子ども手当ということが保障される中で扶養控除をなくしていく。そして、この16歳から19歳未満の子どもたちについては、教育という部分の、これは現物給付と言ってもいい部分だと思いますが、そこの給付。これはお金で出すので現金とも言えますが、ある種、教育の充実という、教育の無償化ということです。

です。そのことを保障した上で特定扶養控除について、ある部分、それに見合う形の計算をしながらの特定扶養控除の減額ですので、考え方としても、基本的にこの全体の税調の考え方に則っていると思いますし、あと、社民党としては、この高校の実質無償化ということは所得制限を付けるべきではないという考えに立っていますので、その両方を勘案して御尽力いただいた点は大変ありがたいと思います。

○峰崎財務副大臣

そのほかはいかがでしょうか。そのほかはございませんか。

それでは、古本政務官、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

税調のこの場で、最初のころの提案だったんです。それに対して随分、全国からいろいろなお便りをいただきました。

ですから、過去、平成元年に45万円で創設したんです。当時は、一般扶養控除が35万円に対して10万円を乗せて、45万円で始まりました。以来、平成5年に50万円、平成7年に53万円、平成10年に58万。そして、現在の63万円と、4回上乗せしてきているんです。

その言わば、手当ではないんですけれども、高校の無償化に伴って、少しでも圧縮すると、若干、可処分所得が結果として減ることになりますから、そういう提案をしたところ、それは全国から随分お便りを、高校生を養育されておられる親御さんからいただきまして、まさにお金が一番かかっているときではなかろうかという御指摘もあります。

他方で、今、御案内のとおり、成年扶養控除の御議論も当税調で大変議論が分かれていますなかでありまして、まさにこの特定扶養控除、そして、成年扶養控除。更には、子ども手当が支給されるとはいえ、年少扶養控除になりますと、国税と住民税とを合わせて、それぞれ都合6個の控除を倒していくということの大作業に入るわけでありまして、そのことの持つ意味を税調の諸先生方に改めて、それを踏まえた議論であるということだけ改めておさらいをさせていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

副大臣、何かありますか。

○中川文部科学副大臣

実質のところ、提案はさせていただいたんですが、私も非常につらい思いをしております。本来なら文部科学省の立場で言えば、黙ってお金だけ付けてくれという立場なんですけれども、しかし、財源ということを考えていき、あるいはトータルな制度改正の流れということを考えていくと、やはり、今、踏み切るときであろうかというふうに思うんです。

実際、どれだけ縮減するかということ。ここが問題なんだと思うんです。これで逆に親御さんの負担が増えるというふうな設計をしてはならぬ。せっかくの高校無償化がこれで消えるような話であってはならないということでもありますから、今回提案しているのは、本当にその上積みをした部分。これまで授業料の代わりに控除しますという形で、上積みをしてきた部分を無償化に置き換えるというふうな形で設計をしていくということ。これが精一杯の話なんだろうというふうに思いまして、今の額の提示をさせていただいたということです。

○阿部社会民主党政策審議会長

たびたび済みません。

今、中川副大臣もおっしゃったように、みんな、思いは一緒なんだと思います。できれば無償化もしたいですし、控除もさわりたくもないという中での御尽力ですので、私が評価といいますか、前向きに申しましたけれども、それと同時に、もう一つの懸念の点もあえて言わせていただければ、住民税の部分は成年扶養控除でも申し述べましたように、他のさまざまな保険料などにも関わってまいりまして、この税の部分での損得というと、税負担のことだけに関わらない部分もございますので、その点については、いろんな御家庭の負担の軽減ということも含めて、なお御検討を重ねていただきながらということをお願いをしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、山田副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

できれば、この一番所得の低い150万円までとか、195万円までとか、あるいは250万円まで、そちらの方の所得控除の縮減をしないで、できれば1,500万円とか、2,000万円とか、そちらの方に負担を厚くする。そういう方法での縮減というものはできないものですか。

○峰崎財務副大臣

おそらく、所得税のところの欄が、非常に所得の低い人が1万9,000円で、上の方は15万2,000円の見直し後の便益というものはおそらく、ここでは累進性がきいてくるんです。

私が言うことではないかもしれませんが、文科副大臣、もし、今の点について何かありましたらお願いいたします。

○中川文部科学副大臣

これは、本来は税としての議論と、それから、高等学校の無償化という議論は切り離して考えなければいけないんですが、無償化の方でいわゆる所得制限をしないという、この思いを貫かせていただきたいということは片方にあるものですから、税の方の結果としてこういう累進性が出てくるということになっているんです。

○山田農林水産副大臣

それはわかるんですけども、せっかく高校無償化で低所得者の人たちにしてみれば非常に喜んでいるところを、その趣旨を生かして控除のところを、高所得者の方に負担を厚くするというように、何らかできないか。

それと、やはり成年扶養控除で、これは前から言っているんですが、慎重にやってほしい。給付はないんですから、そこのところですよ。

○峰崎財務副大臣

その点もしっかりと踏まえて進めていきたいと思っております。

それでは、一応、ただいまの意見を、今、両大臣がおられますし、菅会長代行にもこういった情報を正しく伝えて、きちんと議論をし、その調整に委ねながら、後日、検討結果を報告したいと思っております。

ありがとうございました。

本日の全体会合は以上で終わりますが、引き続き、大綱起草会合が。

○馬淵国土交通副大臣

その他の項目でよろしいですか。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○馬淵国土交通副大臣

全体会合の中で2点だけ、私の方から発言させていただきたいんです。

贈与税の件は先ほど承りましたが、一方で、運輸事業振興助成交付金の件につきましては、これは地方税ということで、総務省の方での御判断でこれも伺っております。その場合に、これについては事務次官通達を廃止するというので、自治体の判断ということでお聞きしておりますが、これについての自治体の判断の中での交付税措置というものについては、どのようなお考えがあるかということについて、差し障りのない範囲で御説明いただきたいと思います。

○渡辺総務副大臣

小川政務官と三日月政務官とで実務的な調整をしていただきまして、そもそも、この交付金の行政根拠となっていた事務次官通達は廃止をする。しかし、一定の成果を、交通安全対策等で果たしてきた、あるいはCO₂削減等でもいろんな一定の効果があっ

たことをかんがみまして、自治体任せにはなりませんけれども、その自治体がまた引き続き負担をしていく場合においても、交付税の中でそれは考慮するというような形で、激変緩和的な措置は取るという方針で、今、進めていこうと考えております。

そもそも、これは税制というよりも、地方の交付金ですけれども、その根拠としての通知はやめますが、激変緩和措置はちゃんと取って、交通安全等に資するように、環境対策に資するような形で、交付税の中で判断をしていくという方向でまとめていきたいと思っております。

以上でございます。

○馬淵国土交通副大臣

もう一点だけ済みません。これも別件でございますが、今回、要望の中には挙げませんでしたが、民主党としてはマニフェストあるいは INDEX にも掲げておりました島嶼部でのさまざまな助成措置ということで、揮発油税の免除。これは INDEX の中でも明確に示してきてございます。

しかしながら、これにつきましては税全体並びに離島振興法、それらの措置も踏まえて議論すべきということで、私どもとしては今回の要望の中には具体的には挙げませんでしたが、しかしながら、党としては重要な、あるいは今後の連立政権として重要な位置づけというふうに認識しておりますので、これも引き続きの議論を、是非、次年度に向けてさせていただきたいと思っております。

○渡辺総務副大臣

それでは、その点につきましても、総務省側としても重く受け止めて、引き続きの議論の中で御意見を反映させていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○馬淵国土交通副大臣

済みません。ありがとうございます。

○山田農林水産副大臣

もう一点だけ、その他の項目で、A重油がペンディングになっているんですが、本当に今、農業者・漁業者にとっても大変な関心を持って見守っております、21万戸の農家と17万戸の漁家がすぐにもろに影響を受けますので、是非、御配慮をお願いします。

それだけです。

○古本財務大臣政務官

その件についても、農水省といいますか、全国の漁家・農家の方々の声を副大臣から代弁いただいておりますことは、この税調の議論に参加されているすべての方が承知されている部分だと思います。

○峰崎財務副大臣

引き続き、皆さん、これから大綱の起草会合に移っていただきたいと思いますと思っております。

す。

この場所ではございませんで、合同庁舎4号館には適当な部屋がありませんので、委員の皆さんは財務省本庁舎の4階の第3特別会議室に移動をお願いしたいと思います。税調のメンバーがそのまま大綱の起草委員になるわけでございます。

傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、大綱起草会合は非公開でございます。記者会見は、大綱起草会合終了後に財務省本庁舎の4階の第3特別会議室で行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員の皆さん、この建物の向こう側でございますので、2階で降りますと横がつながっております。4階の第3特別会議室でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で終わります。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。